



2005年9月26日

# 日本応用心理学会ニュースレター

## —コミュニケーションの広場

No. 13

### 会則改正と選挙の実施について

2005年度年次大会（第72回大会：福島学院大学）の総会（2005年9月3日）において、日本応用心理学会会則の改正、役員選出・選挙規程、名誉会員の推戴、若手研究者支援に関する議案が可決されましたので、会員の皆様にお知らせいたします。なお、会則改正および役員選出・選挙規程が決定されたことによって、役員選挙がまもなく実施されますのでその日程についてお知らせいたします。

改正された日本応用心理学会会則および役員選出・選挙規程、新名誉会員の紹介、若手研究者支援について掲載いたします。

### 日本応用心理学会会則

#### (名称)

第1条 本会は日本応用心理学会(The Japan Association of Applied Psychology)と称する。

#### (目的)

第2条 本会は応用心理学の研究の発展を促進し、隣接諸科学との交流を図り、もってわが国の文化と福祉の向上発展に貢献することを目的とする。

#### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 応用心理学の研究に関する諸業務との連絡、新分野の開拓、会員の親和増進
- (2) 機関誌、その他の刊行物の編集および刊行
- (3) 大会その他の必要な会合の開催
- (4) 本学会認定「応用心理士」の資格認定
- (5) 外部からの要請による斯学研究および応用業務の受託あるいは斡旋
- (6) その他必要な事業

(会員)

- 第 4 条 本会の会員は、正会員、名誉会員、賛助会員、および学生会員とする。  
本会に入会しようとする者は、正会員および名誉会員の推薦により所定の手続きを経て、常任理事会の承認を得ることとする。
- 2 正会員の入会資格は、次のとおりとする。
    - (1) 四年制以上の大学で心理学およびその隣接分野を専攻した者
    - (2) 第 1 号に準じる者

正会員の会費は年額 6,000 円とする。
  - 3 名誉会員は、本会のために著しい功績があった正会員で、理事会の議を経て、総会の承認を得た者とする。なお、名誉会員は会費を納める義務を有しない。
  - 4 賛助会員は本会の事業に賛同し、理事会の承認を経て、所定の会費をもって本会の事業に財政的援助をする者とする。  
賛助会員の会費は、年額 1 万円以上とする。
  - 5 学生会員は、四年制以上の大学で、心理学およびその隣接分野を専攻している 4 年次以上の学部在籍中の学生とする。  
学生会員である者が、正会員として入会を希望する場合は改めて入会の申請を必要とする。  
学生会員は、正会員の連名者として本学会大会の発表者となることができる。  
学生会員は、正会員と同様に機関誌、ニュースレター等の配布、会務連絡を受けることができるが、応用心理学研究掲載諸報告の連名者となることはできない。  
また本会の業務に関する選挙権、被選挙権を有しない。  
学生会員の会費は正会員の 2 分の 1 とする。

(役員)

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。理事長 1 名、副理事長 1 名、理事（理事長・副理事長を含む）36 名、監事 2 名。
- 2 役員の任期は 3 か年とし、再任を妨げない。
  - 3 役員の決定は別に定める役員選出・選挙規程による。

(理事長・副理事長)

- 第 6 条 理事長および副理事長は常任理事の互選により選出される。
- 2 理事長は本会の業務を総理し、本会を代表する。
  - 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれに代わる。

(理事・監事)

- 第 7 条 理事および監事は会員の中から互選により選出される。
- 2 理事は理事長および副理事長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。
  - 3 理事は互選により、常任理事 15 名を選出する。常任理事は理事長および副理事長とともに常任理事会を構成し、理事会の委託を受けて本会の運営を常時担当する。
  - 4 監事は本会の会計および運営に関する監査にあたる。

(事務局長)

- 第 8 条 事務局長は理事長の指名による。
- 2 事務局長は会の事務を統括する。
  - 3 事務局長は第 7 条の規定にかかわらず、その在任中は常任理事に就任する。

(事務局幹事)

- 第 9 条 本会事務の必要に応じ、事務局に事務局幹事若干名を置く。事務局幹事は会員の中から理事長が委嘱する。

(理事会・常任理事会)

- 第 10 条 理事会および常任理事会は理事長が招集し、その議長となる。
- 2 理事会および常任理事会は、それぞれ総員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、欠席者の委任状は出席者数に加える。
  - 3 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員会)

- 第 11 条 本会の目的達成のために必要あるときは、委員会を設けることができる。

(大会)

- 第 12 条 本会は、大会委員長のもとに毎年度 1 回大会を行う。
- 2 大会委員長は、理事会が推薦し、理事長が総会に諮って決定する。大会委員長の任期は、前年度大会終了の翌日から当該大会終了の日までとする。
  - 3 大会委員長は、第 7 条の規定にかかわらず、その在任中は常任理事に就任する。
  - 4 大会委員長(大会当番機関)は、当該大会の前々年度総会において決定する。

(総会)

- 第 13 条 総会は年 1 回開催の本会大会時に開く。ただし理事長において必要があると認めるときは臨時総会を開くことができる。

(退会および除名)

- 第 14 条 会員が退会を希望する場合には、退会届けを提出しなければならない。
- 2 会員が不都合な行為をした場合は、理事会の議決によってこれを除名することができる。
  - 所定の会費を一定期間以上納入しない会員については、常任理事会の議を経て、退会させることができる。

(事務局)

- 第 15 条 本会事務局を当分の間、東京都新宿区高田馬場 4-4-19 (株)国際文献印刷社内(電話 03-5389-6491 FAX 03-3368-2822)に置く。
- 2 事務局には、事務局長、事務局幹事および局員若干名を置く。

(補則)

- 第 16 条 本会の運営に必要な規程は、常任理事会の発議により理事会において決定する。
- 第 17 条 この会則の改正は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

- 付則 1 本会則は平成 12 年 9 月 9 日より実施する。
- 2 本会則は平成 14 年 9 月 8 日より改正施行する。ただし、新役員の就任は平成 15 年 4 月 1 日とする。
  - 3 本会則は平成 17 年 9 月 4 日より改正施行する。

# 日本応用心理学会

## 役員選出・選挙規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、日本応用心理学会会則第 5 条・第 6 条および第 7 条にもとづき、役員選出並びに役員選挙について定める。

### (選挙管理)

第 2 条 新役員の選出は、改選年度の常任理事会の責任において実施される。

- 2 役員選挙の執行管理は、選挙管理委員会に委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、事務局長がこれにあたる。
- 4 委員長は、常任理事および理事より委員若干名を指名する。
- 5 選挙管理委員会は、12 月までに理事・監事の選挙結果を、翌年 3 月までに常任理事・理事長の選挙結果および副理事長について、それぞれ常任理事会へ報告するものとする。

### (選挙台帳)

第 3 条 選挙管理委員会は投票日から 2 か月前現在の正会員の名簿により選挙台帳を作成する。

- 2 前年度までの会費を納入していない者は、選挙台帳から除くものとする。
- 3 理事および監事選挙の選挙人・被選挙人は、選挙台帳記載者とする。

### (理事の選出)

第 4 条 会則第 5 条に定める理事 36 名のうち、24 名は会員の選挙により、12 名は選挙台帳記載者の中から現常任理事会の推薦によって選出する。

- 2 理事選挙の投票は、5 名連記・無記名・郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までに指定の場所に到着したものを持って有効とする。
- 3 理事当選の決定は得票順とする。同点者の生じた場合は抽選により決定する。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。
- 4 新理事会成立後に欠員が生じた場合は、その補充を行わない。

### (監事の選出)

第 5 条 会則第 5 条に定める監事 2 名は会員の選挙により選出する。

- 2 監事の投票は、単記・無記名とし、理事の投票と同時に行う。
- 3 監事・理事の双方に当選した場合は、理事の当選を優先とする。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。

(常任理事の選出)

第 6 条 会則第 7 条に定める常任理事 15 名は、理事の選挙によって選出する。

- 2 常任理事選挙の投票は、3名連記・無記名・郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までに指定の場所に到着したものを持って有効とする。
- 3 常任理事当選の決定は得票順とする。同点者の生じた場合は抽選により決定する。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。
- 4 新常任理事会成立後、何らかの事由により常任理事の欠員が生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。

(理事長の選出)

第 7 条 理事長は、常任理事の選挙によって選出する。

- 2 理事長選挙の投票は、単記・無記名とし、新常任理事会の席上で行う。理事長の決定は最高の得票を得た者とする。最高得票を得た者が 2 名以上いる場合には、決選投票を行うものとする。

(副理事長の選出)

第 8 条 副理事長は、常任理事の中から理事長が指名する。

(補則)

第 9 条 ここに定めた以外の問題が生じた場合は、選挙管理委員会が原案を作成し、常任理事会において決定するものとする。

付 則 本規程は平成 17 年 9 月 4 日より施行する。

## 選挙日程について

役員選出・選挙規程により、選挙管理委員会を組織しました。委員長は浮谷秀一（事務局長）、委員は荻野七重（常任理事）、松浦常夫（常任理事）、小野浩一（理事）です。よろしくお願ひいたします。

また、今後の選挙日程は下記のように予定しています。

9 月 15 日（木）：選挙台帳の作成

10 月 30 日（日）：投票用紙の送付

11 月 15 日（火）：投票締切日（事務局到着分）

11 月 18 日（金）：開票

12 月 16 日（金）：常任理事会への報告および推薦理事の決定

その後、常任理事選挙・理事長選挙を経て、3 月の常任理事会に最終報告をする。

## 新名誉会員の紹介

今年度お二人の先生を名誉会員として推戴することが、今回の総会で決まりましたのでお知らせいたします。

◇ 神作 博先生　　先生は多年にわたり本学会の常任運営委員および常任理事を努められました。そして、1996年には会長になられ、第63回大会を中京大学で開催されるなど、本学会の発展に対し多大の寄与をされました。神作先生のご研究分野は、人間工学、交通心理学、産業心理学などです。

◇ 長塚康弘先生　　先生も多年にわたり本学会の常任運営委員および常任理事を努められました。そして、1987年には会長になられ、第54回大会を新潟大学で開催されるなど、本学会の発展に対し多大の寄与をされました。長塚先生のご研究分野は、交通心理学です。

お二人の先生の功績を讃えますと共に、会員一同感謝の意を表したいと思います。

### 若手研究者支援について

平成18年度の大会より若手研究者に下記の支援を行うことになりました。

#### 1 大会研究発表費の援助

院生がポスターおよび口頭による責任発表者（正会員）となる場合には、発表費を全額援助する。ただし、大会参加費は必要となる。

#### 2 企画責任者への支援

大会での自主シンポジウム、ワークショップ、トークイン、ラウンドテーブル等の各種企画において、企画・立案者および発表者の半数以上が院生（正会員）の場合には、その企画責任者に2万円の補助を行う。

#### 3 非会員（学部生・院生）の大会当日参加・特別優遇措置

正会員が、非会員である学部生・院生を同伴して大会当日参加をする場合は、大会参加費を一人につき2千円補助する。この場合、当該正会員は、当日、受付にて用意された書類を提出すると共に、非会員の学生は学生証を提示する必要がある。

#### 4 証明書の送付・提示

上記1の措置を受けようとする院生は、大会開催年度の学生証コピーを、「大会受付事務局」（国際文献印刷社内）に送付する必要がある。また、上記2の適用を受けようとする者は、企画・立案責任者が発表者の人数とその半数が院生であることを証明する学生証コピーを、「大会受付事務局」（国際文献印刷社内）に送付する必要がある。

\*不明な点がありましたら、事務局長までお問い合わせください。

発行 日本応用心理学会広報委員会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-4-19 電話 03-5389-6491 FAX 03-3368-2822